

第 章 長崎県対馬市地域における調査結果
(越高海岸及び志多留海岸)

第 I 章 長崎県対馬市地域における調査結果（越高海岸及び志多留海岸）

1. 調査の概要

1.1 目的

漂流・漂着ゴミ問題については、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国からのゴミが大量に漂着しており、海洋環境の保全の面からの問題、たとえば良好な海浜景観の喪失、海洋生物等への影響の懸念等の問題が指摘されている。

漂流・漂着ゴミについて、より効果的な発生源対策や回収・処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性をふまえた取組が必要であり、また、効率的な清掃方法の開発利用や関係者の参加・協力が重要である。このため、一定範囲のモデル海岸地域について、地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、対策のあり方を検討した。また、環境保全上の価値が高い海浜等について、クリーンアップ調査とフォローアップ調査により、効果的な回収・運搬・処分の手法を検討し、もって、漂流・漂着ゴミ対策に資することを目的とした。

1.2 調査の実施期間

平成 19 年 7 月 6 日～平成 21 年 3 月 31 日

1.3 調査構成

本調査は、全国 7 県 11 海岸（図 1.3-1）を対象として、図 1.3-2 に示す 6 項目の調査を実施した。このうち、「瀬戸内海地域」は瀬戸内海での海底ゴミを対象とした調査であり、長崎県のモデル海岸では以下の 5 項目を調査対象とした。なお、越高海岸ではこれらのすべてを実施したが、もう一つのモデル海岸である志多留海岸では、 を除く計 4 項目を対象として調査を実施した。

<長崎県のモデル海岸における調査項目>

概況調査

クリーンアップ調査

)共通調査

全国で共通な手法（枠取り・分析）で実施する調査。

)独自調査

モデル地域の特徴（重機や人力、処分方法）に合わせて実施する調査。

フォローアップ調査

その他の調査 = 定点観測：写真撮影。越高地区のみ実施。

検討会の実施：越高海岸及び志多留海岸での調査結果及び対馬島内における清掃活動体制等を併せて検討。

なお、*印を付した「定点観測調査」は「その他の調査」の一項目であるが、本報告書では考察の関係上、 の「フォローアップ調査」に組み込んで記載した。

漂流・漂着ゴミの削減方策に資するため検討すべき項目としては、「現状把握」、「発生抑制」、「除去」、「漂着防止」の 4 項目が挙げられるが、これらに対する上記 5 調査項目の役割を図 1.3-2 に示す。

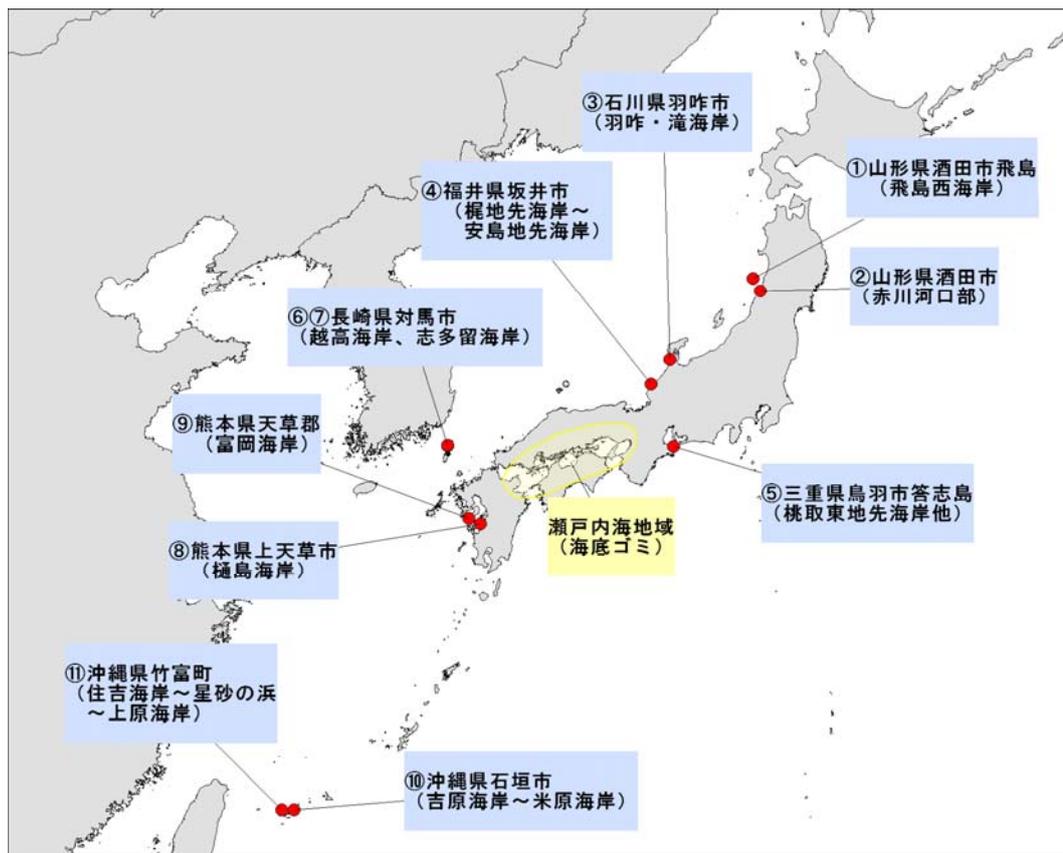


図 1.3-1 全国の調査地域

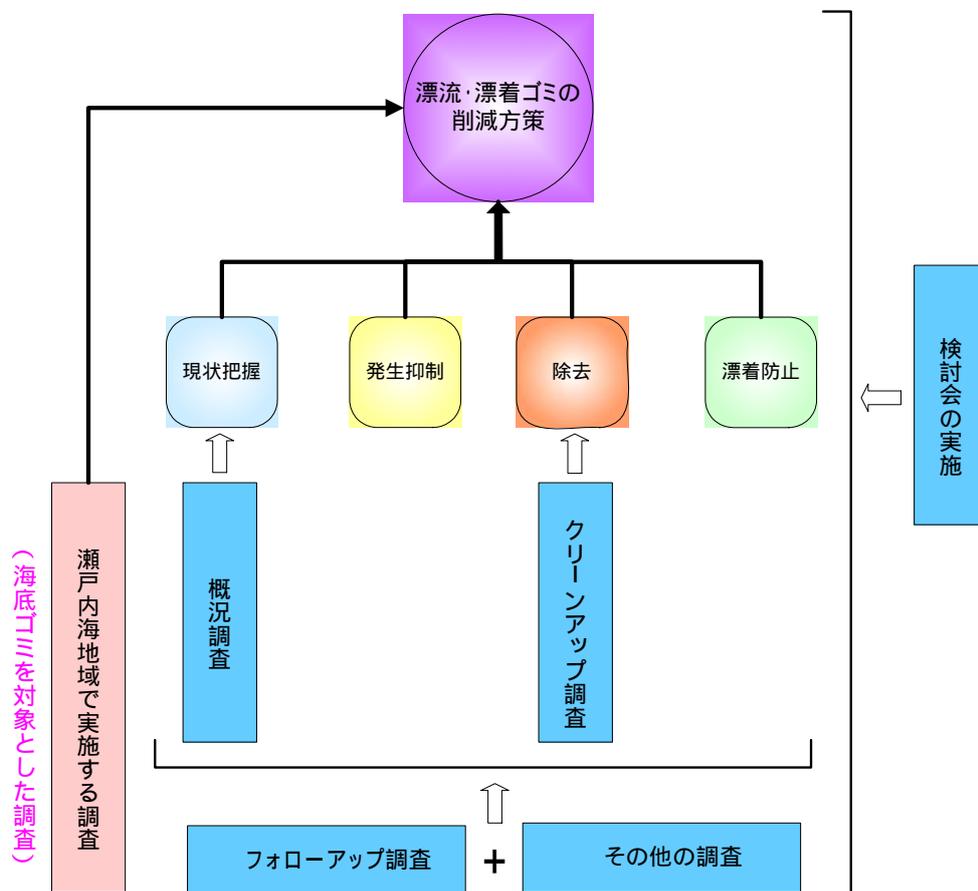


図 1.3-2 漂流・漂着ゴミ削減方策に資するための各調査項目の役割

1.4 調査地域

本調査は、図 1.4-1 に示す長崎県対馬市の越高海岸及び志多留海岸において実施した。これらモデル海岸については、事前の公募において、長崎県より選定されたものである。

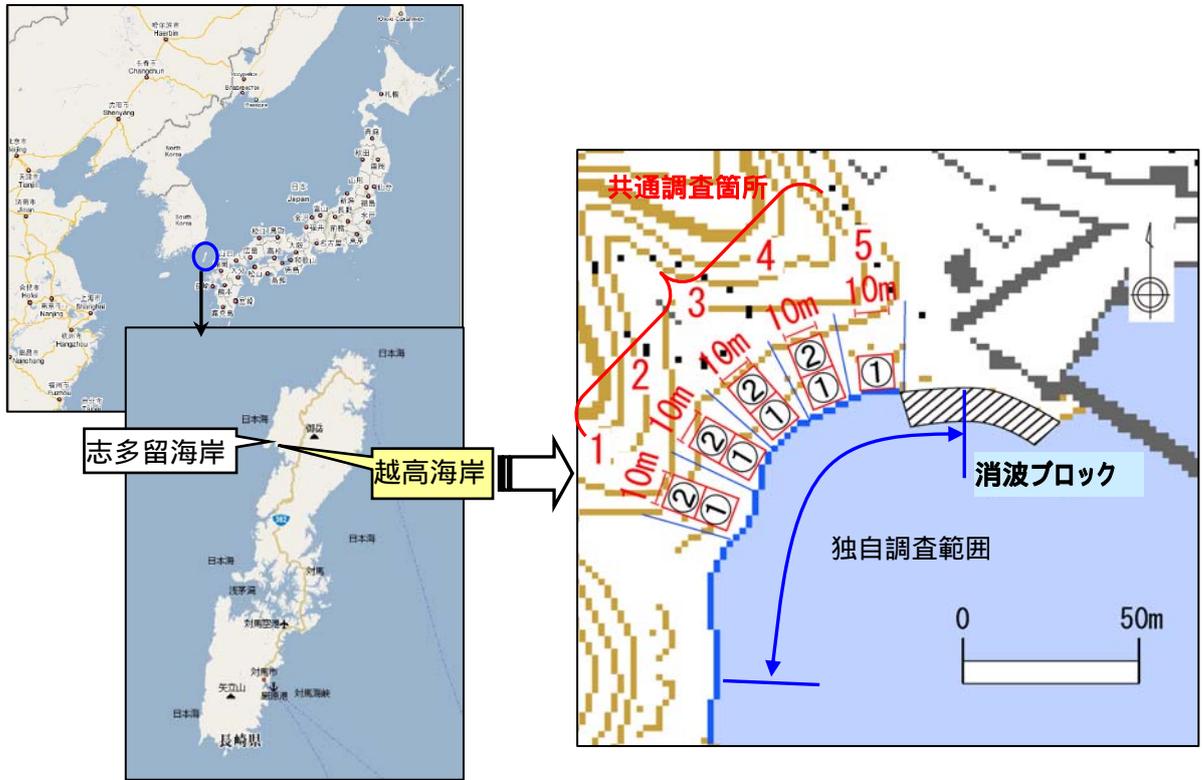


図 1.4-1 (1) 越高海岸の調査範囲及び調査枠の設置位置概略 (: 調査枠の位置)

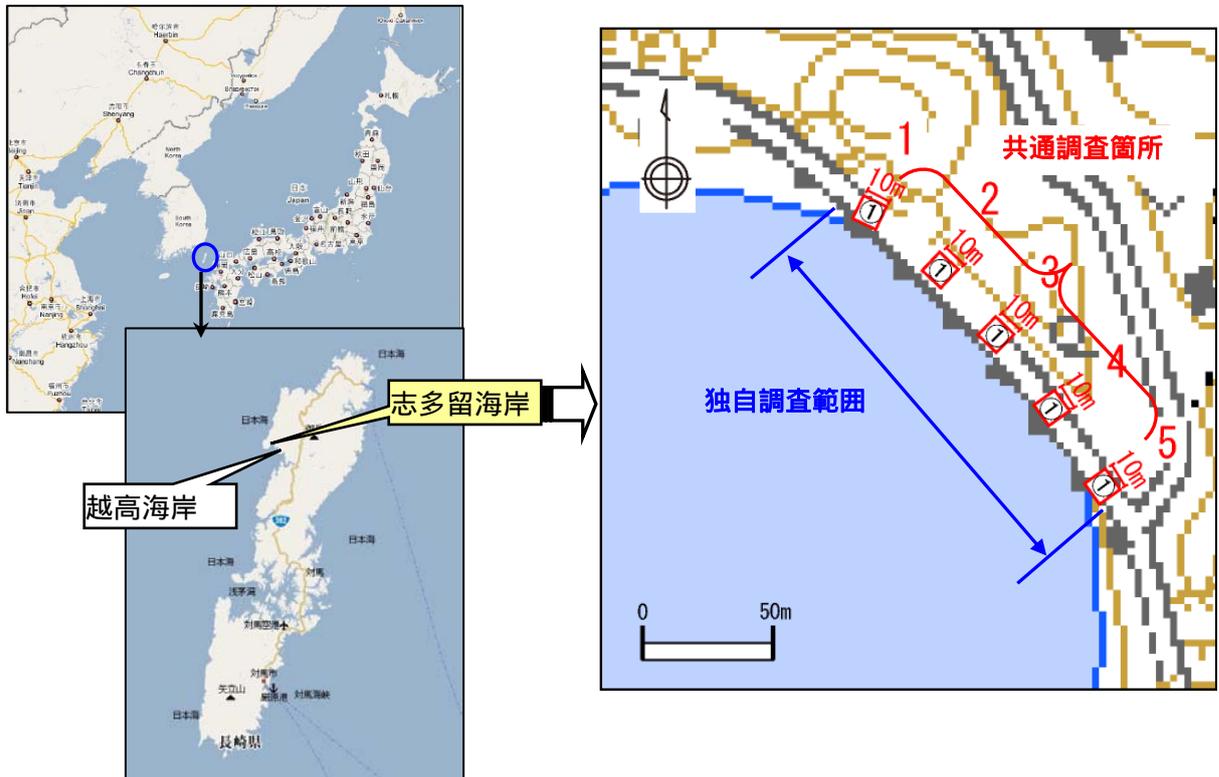


図 1.4-1 (2) 志多留海岸の調査範囲及び調査枠の設置位置概略 (: 調査枠の位置)

調査地域の越高海岸は、対馬の北西側に位置し、越高漁港に隣接して南東側に向いており、湾全体としては南西側に開口している。海岸は、東側半分が礫海岸、西側半分が岩礁及び岩場から成る海岸である。

志多留海岸は、越高海岸の2kmほど北西側に位置し、北側が伊奈漁港に接する。海岸は南西方向に開口しており、調査範囲の前面には浅い岩礁部が広がっている。調査範囲は礫海岸が主体で、北側に若干の砂浜があるほか、東南側は岩礁部に続いている。

なお、越高海岸及び志多留海岸という名称は、地理的な名称ではなく、モデル海岸として越高地区及び志多留地区の代表的海岸という意味で用いている。

両海岸の概要は、以下のとおりである。

表 1.4-1 長崎県対馬市のモデル海岸の概要

海岸名	越高	志多留
所在地	対馬市上県町越高	対馬市上県町志多留
形状	岩場、礫岩	岩場、礫岩
隣接する漁港	越高漁港 一種漁港	伊奈漁港 四種漁港
管理者	対馬市建設部管理課	長崎県対馬地方局
調査対象延長	250m	260m

1.5 調査工程

本調査の工程を表 1.5-1 に示す（(1)は全地域を、(2)は長崎県の工程を示す）。

なお、表中の「総括検討会」は、長崎県のモデル海岸を含む計 11 海岸（図 1.3-1）も含めて全国的な漂流・漂着ゴミの検討に資するためのものである。

表 1.5-1 (1) 調査工程 (全地域・全調査項目)

平成19年度	H19年7月	8月	9月	10月	11月	12月	H20年1月	2月	3月	
概況調査	—									
クリーンアップ調査				—		—		—		
フォローアップ調査				—		—		—		
その他の調査	—									
総括検討会	第1回		第2回						第3回	
地域検討会		第1回			第2回			第3回		
各省庁とNGOとの情報交換の場							第1回			

平成20年度	H20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21年1月	2月	3月
クリーンアップ調査	—			—		—						
フォローアップ調査	—			—		—						
その他の調査	—											
総括検討会			第4回						第5回			第6回
地域検討会			第4回					第5回			第6回	
各省庁とNGOとの情報交換の場												第2回

表 1.5-1 (2) 調査工程 (長崎県対馬市地域)

平成19年度	H19年7月	8月	9月	10月	11月	12月	H20年1月	2月	3月	
概況調査										
クリーンアップ調査		第1回調査 共通:10/4~10/6・ 10/7~10/10 独自:10/6~10/15				第2回調査 共通:12/2~12/5 独自:12/4~12/6		第3回調査 共通:2/4~2/6 独自:2/6~2/7		
フォローアップ調査										
その他の調査										
地域検討会			第1回	8月29日		第2回	11月27日		第3回	3月4日

平成20年度	H20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21年1月	2月	3月	
クリーンアップ調査		第4回調査 共通:4/13~4/16 独自:4/14~4/16			第5回調査 共通:7/1~7/3 独自:7/2~7/3		第6回調査 共通:9/25・26 (独自なし)						
フォローアップ調査													
その他の調査													
地域検討会			第4回	6月4日					第5回	11月27日		第6回	2月18日

注：越高海岸及び志多留海岸を併せて記載した。

1.6 調査の基本方針

本業務は、以下の方針に基づいて実施した。

1.6.1 調査・検討

本調査では、各モデル地域の特性に応じた漂着ゴミの回収運搬処分手法の検討及び漂流・漂着ゴミ対策の検討を行うため、地域担当者との緊密な連携のもと、各地域の特性及び懸念事項を正確に踏まえた上で、各種調査を実施する。

また、各調査の検討に当たっては、地域の特性に応じた検討を行うための「地域検討会」、全国的な視点から検討を行うための「総括検討会」の指導・助言のもとに実施する。

1.6.2 安全管理

本調査においては、一般市民が参加すること、重機等を使用すること、危険物（信号筒、ガスボンベ等）の回収が想定されることから、調査作業に関する手順書等を整備し、安全管理を徹底する。特に医療系廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（感染性廃棄物処理対策検討会）に基づいて取り扱う。

1.6.3 環境への配慮

本調査の範囲に植生等がある場合は、植物類を引き抜かないよう、植生内にむやみに立ち入らないよう注意する。特に環境保全上の価値が高い動植物が確認された場合は、その取り扱いに留意する。また、調査範囲には国立公園及び国定公園等を含むことから、調査に際しては「自然公園法」等の法令を遵守する。